不登校児童生徒への支援に関する決議

全国的に不登校児童生徒数は年々増加している。

本市の不登校児童生徒は、令和5年度の小・中学校の児童生徒 5,823名のうち322名であり、学年が高くなるほど多い傾向となっている。

近年、本市の支援体制は拡充されてきているが、市が整備している学校ふれあい教室の相談員不足や、教育支援センターに利用登録していて も実際には利用されないケースが多いなど課題も多い。

そうした中、民間が運営するフリースクールも、不登校児童生徒にとってかけがえのない居場所になっているが、利用料に対する公的支援はなく、保護者が全額を負担しなければならない状況にある。また、その運営の実態は厳しく、今後継続していくためには、一定の支援が必要と考える。

また、文部科学省の調査によると、学校内外の機関等で専門的な相談・指導を受けていない児童生徒が一定数いることが示されており、どのような支援にも繋がっていない児童生徒を何らかの支援に繋げるための取組は、喫緊の課題であると考える。さらに、一たび児童生徒が不登校となれば、保護者間の交流機会は減少しがちとなり、不安を抱えた保護者の孤立も懸念される。経済的な支援のみならず、保護者への精神的なケアも不可欠である。

本市教育委員会が実施した令和5年度調査では、本市における不登校の要因は「無気力、不安」が全体の約半数を占めているが、そのきっかけや要因が明確になっているとは言い難い。不登校の要因は、単一的なものではなく、複数の要因が絡み合っているケースが多いため、それらの要因を正しく把握することが、次の不登校児童生徒の支援策に繋がると考える。

ついては、本市の不登校児童生徒への支援を推進するため、本市議会は、次の政策を提言するとともに、政策の実現を求める。

1 既存施設の充実

様々な背景を持つ不登校児童生徒個々の状況に応じた教育機会の確保及び居場所づくりを促進するため、既存施設の充実を図ること。

また、児童生徒が抱える心の問題や発達上の課題等に、適切かつ継続的に対応するため、教育相談体制を充実させること。

(1) 学校ふれあい教室の人員拡充

教室で学ぶことが難しい児童生徒の居場所を確保するため、各学校の開校時間中はいつでも対応できるよう、学校ふれあい教室の相談員の配置をすること。

- (2) 教育支援センター三原教室及び本郷分室の環境整備 本市が設置する教育支援センターを"明るい学びの場"、"安らぎの場"として整備すること。
- (3) フリースクールの運営費及び利用料の助成制度創設

民間団体等が運営するフリースクールに対する運営支援制度及び フリースクールに通う児童生徒の保護者に対する利用料助成制度を 創設すること。創設に当たっては基準となるガイドラインを作成し、 補助対象施設、補助対象者、補助額の算定方法等を明確にすること。

2 不登校支援ガイドブックの作成

どの支援にも繋がっていない児童生徒を、何らかの支援に繋げる取組として、学校に行きづらくなった早期の段階で、いくつかの選択肢から適切な相談窓口を選べるよう、支援内容が集約された資料(ガイドブックなど)を作成し、ワンストップ的な情報提供を行うこと。児童生徒全員に対し、紙媒体や電子データ等、多様な媒体での定期的な配布を検討すること。

3 保護者間のネットワークの構築

どんな支援にも繋がっていない児童生徒が潜在的に多く、保護者の

負担が非常に大きいと考えられるため、保護者の負担や不安を和らげる取組や仕組みの構築が必要と考える。

子どもへの関わり方のヒントや新たな情報を共有できる場として、 不登校児童生徒の保護者同士が交流できる「保護者の会」の設立を進 めること。さらに、その運営に当たっては、行政が事務局を担い、定 期的に意見交換等が行える場とすること。

4 不登校の実態や要因を把握するためのアンケートの実施

不登校支援においては、児童生徒の現状を把握し、どんな場面でどんな支援が必要かをモニタリングしながら施策を進めることが重要である。また、児童生徒の実態を把握することは、今後の子育て・教育に関する施策や事業の効果的な実施に繋がると考えるため、児童生徒が直接回答できる形式のアンケートや保護者を対象としたアンケート等を実施すること。

以上、決議する。

令和6年12月17日

三 原 市 議 会

(提案理由)

市政における課題を解決するために本市議会が必要と考える政策をここに示すとともに、市長に対し、当該政策の実現に取り組むことを求め、この決議案を提出する。